

謝金規定（その1）

【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

労務の内容		支給対象者（労務者）	支出科目	単位	上限単価（円）			
選手強化活動 ・強化合宿および大会での指導・支援		強化スタッフA（責任者）	諸謝金	1日	30,000			
		強化スタッフB（担当者）			20,000			
		強化スタッフC（その他）			10,000			
		トレーナーA（資格保持者）			30,000			
		トレーナーB（責任者）			20,000			
		トレーナーC（その他）			10,000			
		スポーツドクター			50,000			
		海外から招聘したコーチ（コーチ力強化事業のみ）			100,000			
		支援スタッフ（通訳等）			10,000			
		上記の者			旅費	旅費規程参照		
会議参加（WEB会議を含む）		強化スタッフA（責任者）	諸謝金	1日	20,000			
		強化スタッフB（作業員）			15,000			
		強化スタッフC（その他）			5,000			
		トレーナーA（資格保持者）			15,000			
		トレーナーB（責任者）			10,000			
		トレーナーC（その他）			5,000			
		スポーツドクター			25,000			
		支援スタッフ（通訳等）			10,000			
		上記の者			旅費	旅費規程参照		
医・科学・情報サポート事業		サポートスタッフ	諸謝金	1日	15,000円			
		アシスタントスタッフ			10,000円			
		データ分析、事務処理			10,000円			
		上記の者			旅費	旅費規程参照		
講義 （資料を使用して行う解説等）		講義講師	諸謝金	1日	24,000円			
			旅費	旅費規程参照				
通訳 （手話通訳も含む） ※請負の場合は雑役務費	国際大会	通訳者（専門的能力を有する者） ※ボランティアはスタッフ謝金	諸謝金	1日	100,000円			
	国際会議				上記の者	旅費	旅費規程参照	
	その他						1日	50,000円
翻訳	外国語→日本語	翻訳者	諸謝金	枚（400字相当）	4,000円			
	日本語→外国語				枚（200ワード相当）	6,000円		
原稿執筆		原稿執筆者	諸謝金	枚（800字相当）	2,500円			

謝金規定 (その2)

【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

労務の内容	支給対象者(労務者)	支出科目	単位	上限単価(円)
選手強化活動 ・強化合宿および大会での指導・支援	大会等運営役員・スタッフ	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	8,000
	大会等運営役員・スタッフ(補助員)			5,000
	審判員			8,000
	医師			15,000
	看護師			5,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	
競技会、講習会等のスポーツ行事実行委員会	大会等実行委員会	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	10,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	
競技会、講習会等の実技指導・助言 ※学生やボランティア等が実技指導補助又はそれと同等の内容を行う場合は「実技指導補助」として実技指導者の上限額又は実支給の半額を上限額とします。	スポーツ指導者、スポーツトレーナー等(指導を行う所要時間に限る。)*日当の場合は大会スタッフの基準による	諸謝金	回(2時間程度)	10,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	
日本ろう者水泳選手権大会運営(旅費含む)	大会競技役員	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	5,000
	大会競技役員(補助員)			3,000
	医師			20,000
	看護師			10,000
日本ろう者水泳選手権大会実行委員会	大会等実行委員会	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	3,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	